

令和7年度第2回平塚市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

日 時 令和8年2月4日（水） 午前10時00分～午前11時00分

場 所 平塚市中央図書館3階ホール

出席者 【委員】平塚市小学校長会、平塚市立中学校長会、平塚市スクールロイヤー、平塚児童相談所、横浜地方法務局西湘二宮支局、平塚警察署生活安全課、神奈川県警少年相談・保護センター湘南方面事務所、平塚警察署少年補導員連絡会、平塚市PTA連絡協議会、こども家庭課、人権・男女共同参画課、青少年課青少年相談室、子ども教育相談センター
【事務局】教育指導課

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協 議

（1）平塚市におけるいじめの実態について

- ・「令和6年度 平塚市立小・中学校のいじめの状況について」の説明
- ・平塚市のいじめ認知件数について
- ・いじめの解消率について
- ・いじめの態様について

〈質疑応答〉

- ・市内小中学校において、スマートフォンの持ち込みは禁止になっていると思う。「SNSの中で、グループから仲間外れにされて嫌になった」との相談もある。学校外で起きていることだと思うが、学校と家庭それぞれの対応について分けているのか。
- ➡いじめの対応については、いじめ防止対策推進法や基本方針に、学校の内外を問わない旨が示されているため、学校が把握した場合には対応することになる。いじめは目に見えるところだけで起きているわけではない。放課後に起きていることだとしても、学校での子ども同士の人間関係は続いていくため、各学校で対応している。
- ➡小学校では、保護者から相談を受け、解決に導いていくことがある。放課後に起きていることだとしても、子ども同士は学校内の仲間である以上、学校としてしっかり対応を行っている。

（2）「令和7年度平塚市いじめ問題対策調査会」報告について

- ・いじめ問題対策調査会の役割について
- ・いじめ問題対策調査会の活動について
- ・文部科学省、こども家庭庁「いじめの重大化を防ぐための留意事項集」「いじめの重大化を防ぐための研修用事例集」の活用した重大化の防止の取組について

(1)いじめ問題等に係る関係機関の取組や情報について

<平塚市小学校長会>

本校では、PTA総会等、保護者が集まる機会をとらえていじめ防止基本方針の内容を説明している。校内では、異年齢交流や児童会活動に加え、いじめ防止に向けた子どもからの意見を集める等、未然防止の取組をしている。定期的なアンケートや校内のいじめ対策会議を開く等、早期発見、早期対応にも取り組んでいる。携帯電話等の持込みは原則禁止しているほか、スクールロイヤーにいじめ予防授業の実施をいただいている。

<平塚市立中学校長会>

携帯電話等の持込みは原則禁止しているが、生徒間トラブルについては、SNS上のトラブルが一番多く、生徒や保護者から相談がある。SNS上のトラブルは、相手が多数に渡る場合もあり、対応が難しいことも特徴である。本校では、定期的なアンケートを実施し、その後は個別に面談を行う等、早期発見に取り組んでおり、認知したいじめは校内対策会議で対応を検討している。また、未然防止として、一人一台端末を活用して文科省作成の動画を視聴し、いじめについて考える取組も行った。

<平塚市スクールロイヤー>

いじめの対応に関する相談業務を行っている。教育委員会や学校からは法的な相談が多数あり、そのうち3～4割がいじめ事案である。相談は、解決に向けて苦慮している内容が多く、法的な観点だけでは、全て解決できるわけではない。教育委員会や学校と一緒に悩んだり、事案の整理をしたりして、いじめ防止対策推進法を含めた関係諸法令に基づき、適切な対応をお願いしている。また、教員研修会を実施し、過去の事例を含め、いじめの対応方法についての講演をしている。さらに、小学校を中心に、いじめ予防授業を行っている。

<平塚児童相談所>

電話相談におけるいじめの相談件数は、神奈川県6児相で32件（小学校：9、中学校：7、高等学校：5、その他：11）あった。相談の内容によっては、学校と連携して解決に向けた取組ができるとよい案件もあった。

<横浜地方法務局西湘二宮支局>

電話窓口、LINE、メール等を活用し、子どもや保護者からの相談に対応したり、人権啓発の活動を中心に行ったりしている。現在、保護者等から直接のいじめ相談は受けていない。また、幼稚園、保育園、小学校、場合によっては中学校での授業の時間を使って、年齢に応じた人権教室を実施している。

<平塚警察署生活安全課>

いじめに特化した対応は無いが、様々な事案で事件対応している。また、事件にできない事案についても、関係する子どもたちへの必要な注意等を行っている。関係者への継続的な指導やカウンセリングが必要な場合は、少年相談・保護センターへ依頼している。さらに、SNSやスマートフォンのトラブル防止に向け、スクールサポーターと少年補導員連絡会の補

導員が講話や教室を開催している。

<神奈川県警少年相談・保護センター湘南方面事務所>

県内のいじめ相談は97件（小学校：38件、中学校：42件、高等学校：16件、その他：1件）あった。管内では9件（小学校：5件、中学校4件）。小学校は身体的な暴力に関する事、中学校のほとんどは、インターネットによる言葉のいじめに関する相談だった。事件対応した警察及び関係する保護者から相談を受け、指導や支援が始まるが、ほとんどが学校での対応後の相談となる。相手の子に反省の様子が見えない、相手の保護者から誠意が感じられない、学校対応に不満がある等、保護者の感情によるものが多い。中には、子ども同士は仲良くなっているにも関わらず、相談に来るケースもあり、その際は毅然とした対応をしている。いじめに関する相談には、少年相談員の心理士の資格を持った職員が、関係者に対しては再発防止、立ち直りの支援をしている。いじめの状況によっては、警察官の指導、いじめ防止の教室、サイバー教室等で対応している。

<平塚警察署少年補導員連絡会>

守秘義務を守りながら活動しているが、いじめ問題が増加していると感じている。対応する子どもの心情に寄り添う活動を心掛けている。対応する際は、同性の補導員が対応するようにしている。いじめは学校だけではなく、社会に出てからも起きている。

<平塚市PTA連絡協議会>

平塚市PTA連絡協議会として、いじめに特化して話し合う場はなかった。学校では、道徳教育を推進しており、特に道徳の授業に力を入れ、安心して表現できる場や時間の確保について学校全体で共通理解を図る等、取り組んでいる。また、児童生徒会活動や長期休業前の個人の振り返りを通して、目標達成に向けて自分たちで工夫していくことを大切にしている。子どもたち一人一人が楽しく安心して学べる学校生活を過ごせるよう、今後も学校側と協力して活動したい。

<こども家庭課>

虐待を中心に、子どもの家庭の総合相談を請け負っている。対応している相談内容では、直接的ないじめ相談はあまりない。虐待防止の周知活動にも取り組んでいる。いじめの件数の増加は、いじめを心配する意識が高まっている証拠とも感じる。自身が虐待を受けた人が虐待をする負の連鎖もある。学校では、手を出すことはいけないこと、暴力は良くないことであると伝えていただいているが、引き続き、こども家庭課としても一緒に伝えていきたい。

<人権・男女共同参画課>

- ・教育委員会からいじめ重大案件が市長宛てに報告された際、再調査の必要があるか精査する。中学校の取組の中で「人権メッセージ」を上手く活用していただいております、感謝する。

<青少年課青少年相談室>

- ・些細なことから、どこに相談したらよいのか悩んでいる声を拾うため、あらゆる相談に対す

る最初の窓口となっている。青少年相談は、6歳から19歳の青少年とその家族を対象としており、ヤングテレホン（メール）では、青少年本人を対象にした相談窓口を設けている。相談室だけでは解決できない案件については関係機関につなげている。令和7年度現在、相談件数は233件あり、青少年相談は84件あった。うち、いじめに関する件数は20件あった。電話相談が105件、メール相談は44件だった。過去と比べて、いじめに関わる相談件数も増えている。相談事例の一つとして、過去に子どもが嫌な思いをして、現在の関係性は問題ないが、保護者として、過去のいじめ対応において解決できなかったことに対する学校への不信感があるという悩み相談もあった。

<子ども教育相談センター>

- ・教育・福祉・心理等専門的な視点で、いじめ問題に取り組んでいる。ケースについて適切に見立て、課内で協働し、教育指導課とも連携しながら、課題解決に向けた支援を行っている。学校へスクールカウンセラーの派遣も行っており、学校でいじめに関する相談があった場合、スクールカウンセラーは、学校、保護者と連携しながら、被害者の心のケアにあたっている。同時に、加害者へのカウンセリングも大切と考えている。いじめの背景に、家庭環境や発達の課題が考えられる場合は、スクールソーシャルワーカーも連携して対応にあたり、児童生徒にとって心身ともに安全な学校生活が送れるよう支援している。令和5年度より、神奈川県教育委員会がいじめや不登校、子どもたちの抱える困難を早期発見・早期対応するために、「かながわ子どもサポートドック」の取組を推進していることを受け、平塚市でも各校の支援体制に合わせて実施をしている。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと教職員が協働することにより、多角的な視点で、児童生徒が抱えている課題や困難を取り上げ、適切な支援につなげている。

質疑

- ・スクールカウンセラーの相談件数はわかるか。
- ➡今年度の実績がまとまっておらず、回答できない。

<教育指導課>

- ・平塚市は、いじめ防止対策推進法に則り、平塚市いじめ防止基本方針を策定している。本人が嫌な思いを感じたらいじめであると捉え、学校で認知し、早期対応するようお願いしている。広くいじめを認知することで、認知件数自体は増えていく。増えた数字をご覧になり、心配を感じることもあるかと思うが、我々としては、いじめを広く定義付け、認知し、早期に対応することで、少しでも嫌な思いをしている子どもたちを救えると考え、学校と一緒に取り組んでいる。子どもたち自身に、嫌な思いをしたらいじめという理解をしてもらうことで、互いに気を付けなければいけない思いを持つことに繋がり、結果的にいじめが少なくなっていくことを願いながら今後も取り組んでいく。

(2)その他

- ・令和8年度平塚市いじめ問題対策連絡協議会も年2回の開催を予定。開催時期については今年度と同様の時期を行う予定。文書にて依頼する。

4. 閉 会